

減免を受けられる方の、障がいの種類と程度

障害の区分		障害の級別	
		身体障害者等本人が運転	生計を一にする人 常時介護する人 } が運転
視覚障害		1 級～ 4 級	1 級～ 4 級
聴覚障害		2 級、 3 級	2 級、 3 級
平衡機能障害		3 級	3 級
音声機能障害		3 級（喉頭摘出者のみ）	
上肢不自由		1 級、 2 級	1 級、 2 級
下肢不自由		1 級～ 6 級	1 級～ 3 級
体幹不自由		1 級～ 3 級、 5 級	1 級～ 3 級
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級、 2 級	1 級、 2 級
	移動機能	1 級～ 6 級	1 級～ 3 級
心臓・じん臓・呼吸器 ぼうこうまたは直腸・小腸 } 機能障害		1 級、 3 級	1 級、 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級～ 3 級	1 級～ 3 級
肝臓機能障害		1 級～ 3 級	1 級～ 3 級
知的障害		その障害の程度が「重度」 （療育手帳に記載された障害の程度が「A」の人）	
精神障害		精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が 1 級の人	

※戦傷病者の区分については市税務納税課へお問い合わせください。

※障がいが重複し、表と異なる上位の等級とされている場合は、市税務納税課へお問い合わせください。

※下肢・体幹不自由の場合は、運転者が本人かその他の方によって減免が受けられる障がいの範囲が異なります。

※「生計を一にする方」とは、原則として住民票上で同一世帯の方を言います。

※「常時介護する方」とは、身体障がい者等のみで構成される世帯の方の移動のために日常的に継続して運転する方を言います。